

第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画の概要

第1章 計画改定に当たって

1 計画策定の趣旨

- ・国の基本方針改定による内容の反映
- ・ストーカー規制法改正による項目の追加
- ・これまでの取組状況とその結果を検証し、配偶者暴力対策等の強化を図る

2 計画の性格

- ・「配偶者暴力防止法」第2条の3第1項の規定に基づく法定計画
- ・「山口県男女共同参画基本計画」の部門別計画

3 計画の役割

- ・配偶者暴力対策等を総合的、計画的に推進するための基本指針
- ・市町による配偶者暴力対策推進の共通指針
- ・関係機関・団体による、県と連携した取組を行う指針

4 計画の期間

平成28年度～32年度（5年間）

第2章 計画改定の背景

1 本県の配偶者暴力等の現状

【統計データ】

- ・配偶者暴力に関する相談件数は横ばい
- ・ストーカーに関する相談件数は増加

【意識調査】

- ・被害者で、どこ（だれ）にも相談していない人が約5割

2 計画策定後の主な動き

- ・「国の基本方針」の改定
- ・「配偶者暴力防止法」の改正
- ・「ストーカー規制法」の改正

3 計画期間中の主な取組とその検証

- ・現行計画に掲載した施策の取組状況とその検証

第3章 計画改定の目指す方向

1 計画改定の目指すもの

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため諸施策を推進し、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指す。

2 施策の基本方針

配偶者暴力等のない社会の実現に向け、次の5つの柱を基本方針に設定

- ① 配偶者暴力等を許さない社会の実現
- ② 被害者が迷わず相談できる体制の整備
- ③ 被害者を保護する体制の整備・充実
- ④ 被害者の自立に向けた支援の充実・強化
- ⑤ 市町、関係機関、団体等の連携・協働の推進

第4章 計画の内容

1 配偶者暴力等を許さない社会の実現

男女の人権を尊重し、暴力を許さない意識を社会のあらゆる分野で醸成するための教育及び啓発活動の推進

- ① 暴力を許さない県民意識の醸成
- ② 人権教育、男女平等に関する教育の推進
- ③ 配偶者暴力等に関する調査研究
- ④ 交際相手等からの暴力への対策
- ⑤ ストーカー行為への対策

【拡】性犯罪被害者に対する総合的支援体制の検討

【拡】ストーカー行為防止に関する普及啓発及び適切な支援の実施

2 被害者が迷わず相談できる体制の整備

相談窓口のさらなる周知、相談職員の専門性向上のための研修の実施

- ① 相談窓口の周知の徹底
- ② 県男女共同参画相談センターにおける相談体制の整備・充実

- ③ 県警における相談体制の整備・充実
- ④ 市町等における相談体制の整備・充実
- ⑤ 相談に携わる人材の育成及びケア

3 被害者を保護する体制の整備・充実

被害者や同伴する子ども等の家族の状況に応じ、適切な一時保護ができるよう、保護体制の整備・充実を図る

- ① 配偶者暴力等の通報等の体制整備
- ② 通報等への対応と緊急時における安全の確保
- ③ 県男女共同参画相談センターの一時保護所等における支援
- ④ 関係機関・団体等と連携した適切な一時保護の実施

4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化

被害者の状況やニーズに応じた適切な自立支援策の実施

- ① 被害者の状況に応じた適切な自立支援の推進
- ② 経済的自立に向けた支援
- ③ 住宅の確保支援
- ④ 子どもに対する支援
- ⑤ 地域における支援
- ⑥ 保護命令制度の利用等や司法手続に関する支援
- ⑦ 被害者等の個人情報保護の徹底

5 市町、関係機関、団体等との連携・協働の推進

市町、関係機関、団体等と連携し、配偶者暴力対策等に関する効果的な施策の推進に取り組む

- ① 関係機関の連携・協力
- ② 市町と連携した取組と支援の強化
- ③ 民間団体等との連携・協働
- ④ 苦情に対する適切かつ迅速な対応